



平成18年5月29日

各 位

ダイトケミックス株式会社

大阪市鶴見区炭田大宮三丁目1-7
TEL:06-6911-9310 FAX:06-6911-9320
(大証2部コード番号4366)

代表取締役 村瀬 千弘

(問合せ先) 取締役管理部長
小宮 希士

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月29日開催の取締役会におきまして、本年6月23日開催予定の当社第60期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更案について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

会社法（平成17年法律第86号）ならびに会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）および会社計算規則（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたことなどに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第4条（機関の設置）を新設するものであります。
- (2) 株主の利便性の向上とコスト削減等に資することができるよう、現行定款第4条（公告）を当社の公告の方法を日本経済新聞から電子（インターネット）公告に変更し、あわせてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。
- (3) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第7条（株券の発行）を新設するものであります。
- (4) 一般的に合理的な時期である毎年6月に定時株主総会を招集することを明確にするため、現行定款第13条（招集時期）を変更するものであります。
- (5) 当社は執行役員制度を導入しており、現行定款第14条（招集権者および議長）の株主総会の招集権者および議長を、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長から代表取締役に変更するものであります。
- (6) 株主総会参考書類の一部等につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則にもとづきインターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう対応し、コスト削減等に資することができるよう、第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (7) 当社は前述のとおり執行役員制度を導入しており、役付取締役を設置しないこととして運営しておりますので現行定款第21条（代表取締役および役付取締役）第2

項を削除するものであります。

- (8) 取締役会の招集権者および議長を、代表取締役とするため、現行定款第 23 条（招集権者および議長）第 1 項のただし書を削除するものであります。
- (9) 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的記録により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、現行定款第 25 条（決議方法）に第 2 項を新設するものであります。
- (10) 定款の委任規定としての取締役会規程、監査役会規程の性格を明確にするために、第 29 条（取締役会規程）、第 37 条（監査役会規程）を新設するものであります。
- (11) 会社法により会計監査人が会社の機関の一つとなったため、その基本事項を明確にするために、第 38 条（選任方法）、第 39 条（任期）、第 40 条（報酬等）を新設するものであります。
- (12) 上記のほか、会社法にもとづく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設をはじめ、定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更し、旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更するとともに、一部表現の変更、字句の修正を行うなど全般にわたって所要の変更を行うものであります。また各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更案の内容

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商 号)	(商 号)
第 1 条 当社は、ダイトーケミックス株式会社と称し、英文では、Daito Chemix Corporation と表示する。	第 1 条 <現行どおり>
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 <現行どおり>
(1) 感光性樹脂材料、写真感光材料、合成染料、医薬品、農薬およびそれらの中間物ならびに有機化学薬品、無機化学薬品の製造販売	
(2) 前号に関連する試作品製造の受託	
(3) 前各号に関連する製造業務、入出荷業務、検査分析業務、実験業務、経理事務処理業務、文書管理業務および受付業務等の請負業	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(4) 食品添加物の製造販売</p> <p>(5) 建築材料の製造販売</p> <p>(6) 各種化学工業用機械設備（反应用機器・乾燥機器・ろ過機・熱交換器等）の設計、修理、点検および据付工事</p> <p>(7) 産業廃棄物の収集、運搬、処理および環境測定に関する事業</p> <p>(8) 損害保険代理業</p> <p>(9) 不動産の賃貸および管理業</p> <p>(10) 貨物自動車運送事業および倉庫業</p> <p>(11) 建築物および関連設備の警備、清掃、保全に関する事業</p> <p>(12) 焼却炉、ボイラー、蒸留回収設備等の運転管理の受託</p> <p>(13) 労働者派遣事業法にもとづく労働者派遣事業</p> <p>(14) 前各号に付帯する一切の事業</p>	
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を大阪市に置く。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 <現行どおり></p>
<p><新 設></p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。</p>
<p>(公告)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によるとができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行なう。</p>
<p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、4,790万株とする。 ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ず</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、4,790万株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
る。	
<新 設>	(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。
(自己株式の取得) 第6条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u>	(自己の株式の取得) 第8条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>
(1単元の株式の数) 第7条 当社は、1,000株をもって株式の1単元とする。	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。
(単元未満株券の不発行) 第8条 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。	2 当社は、第7条の規定にかかわらず、 <u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>
(単元未満株式の買増し) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。	(単元未満株式の買増し) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、 <u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u>
(名義書換代理人) 第10条 当社は、 <u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u> 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、 <u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買</u>	(株主名簿管理人) 第11条 当社は、 <u>株主名簿管理人を置く。</u> 2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、 <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>増し等株式に関する事務は、<u>名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>事務は、これを<u>株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、株券の再発行、<u>单元未満株式の買取りおよび買増し等株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款に別段の定めある場合を除き、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その期の定時株主総会において、株主の権利を行使することのできる株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p><削 除></p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第13条 定時株主総会は、<u>毎営業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。</u></p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p>
<p><新 設></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序によって、他の取締役がその任にあたる。</u></p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。ただし、代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序によって、他の取締役がその任にあ</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><新 設></p>	<p>る。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>商法第343条</u>に定める特別決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項</u>に定める決議は、<u>議決権</u>を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第16条</u> 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(議事録)</p> <p><u>第19条</u> 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第18条 当社の取締役は、7名以内とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第20条 <現行どおり></p>
<p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任方法) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 <現行どおり></p>
<p>(任 期) 第20条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(任 期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。 2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 <削 除></p>
<p>(報 酬) 第22条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>会長を置いたときは、取締役会長がその任にあたる。</u></p> <p>2 <u>取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がその任にあたる。</u></p>	<p>2 <u>代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がその任にあたる。</u></p>
<p>(招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 <現行とおり></p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数で行う。</u></p> <p><新 設></p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p>
<p>(議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、<u>これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事については、<u>法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p>
<p><新 設></p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第27条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第30条 <現行どおり></p>
<p>(選任方法) 第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>(選任方法) 第31条 監査役は、<u>株主総会の決議によって</u>選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(任期) 第29条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>3 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(任期および常勤の監査役) 第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(報酬) 第30条 監査役の報酬および退職慰労金は、<u>株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(報酬等) 第33条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p>(監査役会の招集通知) 第34条 <現行どおり></p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(決議方法) 第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査役の過半数</u></p>	<p>(監査役会の決議方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査役の過半数</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
で <u>行</u> う。	<u>を</u> もって <u>行</u> う。
(議事録) 第33条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを <u>議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u>	(監査役会の議事録) 第36条 監査役会における議事については、 <u>法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印しまたは電子署名を行う。</u>
<新 設>	(監査役会規程) 第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、 <u>監査役会において定める監査役会規程による。</u>
<新 設>	第6章 会計監査人 (選任方法) 第38条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
<新 設>	(任期) 第39条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u>
<新 設>	(報酬等) 第40条 <u>会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て決議する。</u>
第6章 計 算 (営業年度) 第34条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。 <u>その末日を決算期とする。</u>	第7章 計 算 (事業年度) 第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
(利益配当金) 第35条 当社の利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載また	(剰余金の配当の基準日) 第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>は記録された株主または登録質権者に対してこれを支払う。</u></p>	<p><u>2 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。</u></p>
<p>(中間配当金) <u>第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当（商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ。）をすることができる。</u></p>	<p><削 除></p>
<p>(配当金の除斥期間) <u>第37条 利益配当金または中間配当金は、その支払開始の日から満3カ年を経過しても受領されない時は、当社はその支払いの義務を免れる。</u></p>	<p>(剰余金の配当の除斥期間) <u>第43条 剰余金の期末配当または中間配当は、その支払開始の日から満3カ年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払いの義務を免れる。</u></p>

以上